

次第2 諮問書

諮問第1号
令和元年8月29日

和泉市個人情報保護審査会
会長 森口 佳樹 様

和泉市長 辻 宏康

基幹統計調査における住民基本台帳の利用等について（諮問）

基幹統計調査における個人情報の利用等について、和泉市個人情報保護条例第9条第1項第6号の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

1 統計調査における個人情報利用の必要性

統計法（平成19年法律第53号）に基づき、国勢調査をはじめとする各種基幹統計調査が実施され、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく法定受託事務として本市が事務を行っています。

統計は、世帯や事業所等の状態を正確に把握し、行政施策の企画・立案のための基礎的情報を提供するものであり、国や地方公共団体の行政運営上根幹的な基盤として極めて重要な役割を果たしています。また、社会経済の状況が大きく変化する中で、大学等における学術研究や、個々の世帯や企業が的確な意思決定を行っていく上でも統計は重要性を増しています。

その一方で、近年における市民の個人情報保護意識の高まりや統計調査員の不足等により、調査の実施が困難になってきています。限られた調査期間の中で、正確・確実な調査を行うためには、住民基本台帳を利用し、効率的に調査を行う必要があるものです。

2 諮問理由

市が統計調査事務を実施する際に、住民基本台帳記載データを利用して、調査対象者の名簿を作成し、又は調査票に記入すべき情報を補記し、当該名簿や調査票を大阪府に提出することとなります。

このことが、個人情報取扱事務の目的以外に、個人情報を利用し、当該実施機関以外のものに提供することに当たることから、和泉市個人情報保護条例第9条第1項第6号の規定に基づき、諮問するものです。

なお、国から住民基本台帳の利用が可能である旨の通知が発出されているが、実際の利用に当たっては、各市町村で定める個人情報保護条例等を踏まえて、必要な手続を講じることとされています。

本市においては、利用については同項第5号（同一実施機関内で利用する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない）に該当すると考えられるが、提供については該当する条文が明確でないことから、同項第6号に基づき諮問するものです。

3 利用する個人情報

住民基本台帳の記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、宛名番号等）
※個人番号（マイナンバー）は利用しない。

4 住民基本台帳を利用する統計調査の種類

本市が事務を行う基幹統計調査（次に掲げる調査）のうち、国等から住民基本台帳の利用が可能である旨の通知があるもの（別紙1参照）について利用する。

- ・国勢調査
- ・全国家計構造調査
- ・農林業センサス
- ・住宅・土地統計調査
- ・就業構造基本調査

※現在までに通知のあった調査：国勢調査、全国家計構造調査、農林業センサス

5 府内他市町村の状況

府内市町村の状況については、次のとおり。

（回答のあった35市町の結果を集計・令和元年5月現在）

（1）利用・提供の状況

統計調査の名称	利用又は提供あり	利用も提供もなし
国勢調査	34団体	1団体
農林業センサス	25団体	10団体
全国家計構造調査	13団体	22団体

※本市は、国勢調査と農林業センサスで利用等しています。

※全国家計構造調査における住民基本台帳の利用は、令和元年度調査から。

(2) 利用・提供の法的根拠

回答項目	回答数
①統計法により、目的外利用・外部提供が認められている。	9 団体
②住民基本台帳法の趣旨（法が住民基本台帳の統計的利用を容認していると解釈している。）	18 団体
③同一地方公共団体内の利用で、市民等への権利利益を不当に侵害するおそれがない。	11 団体
④過去の個人情報保護審査会の答申で、目的外利用が認められている。	2 団体
⑤統計の作成のための個人情報の利用について、個人情報保護条例の対象外となっている。	3 団体
⑥その他（住民基本台帳法第 11 条、統計法第 3 条の 2 等）	4 団体

※複数回答可としています。

※本市は、②③の理由により利用・提供を行っています。

6 個人情報保護措置

(1) 利用の場面

- ・利用する情報は、統計調査の実施に必要最小限度の情報とする。
- ・国等から住民基本台帳の利用に関する通知があった場合にのみ利用する。
- ・住民基本台帳システムを操作する者は、市職員に限定する。
- ・システム利用端末、出力したデータ、住民基本台帳データを記載した調査票等は、施錠できる部屋で保管する。

(2) 提供の場面

- ・提供する情報は、統計調査の実施に必要最小限度の情報とする。
- ・紙媒体を大阪府等に持参する場合は、市職員（複数人）が直接搬送する。
- ・電子メールによる場合は、暗号化等の措置を講じる。

7 添付資料

参考資料 1 総務省、農林水産省からの通知

参考資料 2 住民基本台帳の利用等に関する調査 集計表（令和元年 5 月現在）

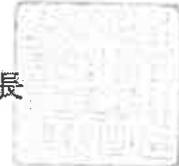
参考資料 3 関係法令

参考資料 1

総統勢第 213 号
平成 27 年 7 月 24 日

大阪府総務部統計課長 殿

総務省統計局統計調査部
国勢統計課長



平成 27 年国勢調査における住民基本台帳の利用について

総務省では、来る 10 月 1 日を期して全国一斉に平成 27 年国勢調査を実施します。国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）に基づき、10 月 1 日午前零時に本邦に居住するすべての者を対象として実施するものです。

平成 27 年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会を迎えて実施する国勢調査であり、その結果は今後の行政を行う上で重要な資料となることから、精度の高い統計の提供が期待されているところです。また、同時に調査結果の迅速な公表・提供も求められています。このため、国勢調査令第 12 条第 4 項に定める市町村の審査事務の円滑化に資するため、必要に応じて行政資料を活用することとしています。

この際、住民基本台帳の記載事項のうち、国勢調査の調査事項に係る項目について、同審査事務に必要な範囲内において、当該市町村の職員が参考資料として活用することについては、住民基本台帳法の趣旨に照らし、差し支えないところです。

なお、本件については、自治行政局住民制度課と協議済みであることを申し添えます。

このことにつきまして、市町村の統計主管課長への周知方をお願いします。

元統計第 25 号

令和元年5月10日

大阪府知事 殿

農林水産省大臣官房統計部長



2020年農林業センサスにおける住民基本台帳の活用について

農林水産省では、令和2年2月1日を期して全国一斉に2020年農林業センサスを実施します。農林業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計であり、5年に1度、一定規模以上の農林業活動を行うすべての者を対象として実施するものです。

農林業センサスの結果は、我が国の農林業・農山村の基本構造を明らかにするものであり、今後の行政を行う上で重要な資料となるものであるため、従来にも増して全数調査として精度の高い統計の提供が期待されているところです。

このため、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第10条に定める市区町村の調査客体候補名簿の作成事務については、各種行政記録情報等を活用し、調査対象となり得る候補の名簿を漏れなく整備しておくことが結果精度維持の観点から必要な工程となります。

この際、住民基本台帳の記載事項のうち、農林業センサスの調査客体候補名簿の整備に必要な範囲において、当該市区町村の農林業センサス担当職員が参考資料として活用することは特に重要であり、このことは住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の趣旨に照らし差し支えないことから、貴職におかれましては、農林業センサスの実施に当たって、住民基本台帳情報の円滑な活用が図られるよう、市区町村長に周知するようお願いいたします。

各都道府県統計主管課長 殿

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長

調査客体候補名簿作成における住民基本台帳の活用方法について

農林業センサスは、すべての農林業経営体を把握するため、調査に先立ち調査対象になりうる候補に関する名簿（以下「調査客体候補名簿」という。）を、国、都道府県及び市区町村等で保有・把握している行政記録情報等を活用し、整備・作成することとしています。

そのため、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第10条に規定する市区町村における調査客体候補名簿の作成において、住民基本台帳の情報を活用する場合は、各市区町村で定める個人情報保護条例等を踏まえ、当該情報の活用の際し、必要とされる所用の手続きを講じるとともに、以下の点に留意し、住民基本台帳所管部署が求める必要な措置を講じ、当該情報の適正な管理に努める必要があります。

- ・調査客体候補の所在地を特定するためにのみ活用すること
- ・当該情報の活用の際し、必要以上の情報を参照しないこと
- ・当該情報の活用において、目にした情報は他に漏らさないこと
- ・当該情報を活用する者（当該情報を参照する者）を限定すること

また、具体的な確認手順を以下のとおり示しますが、活用可能な環境等は各市区町村において異なるため、住民基本台帳所管部署と相談の上、適正かつ円滑な方法により活用を行ってください。

なお、本件については、総務省自治行政局住民制度課と協議済みであることを申し添えます。

貴職におかれては、適正かつ円滑な情報の活用が図られるよう、市区町村統計主管課長に周知するようお願いいたします。

○住所不明の調査客体候補の現住所を把握する具体的な確認手順

- (1) 行政記録情報等によりリストアップした調査客体候補の詳細な住所が不明な場合については、当該調査客体候補の経営主の氏名又は判明している住所に基づき、該当する住民票を特定し、記載されている住所を確認し、補正する。

(2) 受領した転入名簿データ[※]に詳細な住所が記載されていない場合については、2015年農林業センサス実施時に把握した当該調査客体候補の経営主の氏名又は住所に基づき、該当する住民票を特定し、記載されている住所を確認し、補正する。

注：転入名簿データの多くは市町村における調査客体候補名簿の作成段階（概ね令和元年5月～6月中旬）に送付されますが、当該期間以後も判明した時点（概ね令和2年2月ごろまで）で送付されることにご留意ください。

〈連絡先〉

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

農林業センサス統計第1班（農林業経営体調査担当）：

電話：（代表）03-3502-8111

電話：（内線）3665

電話：（直通）03-3502-5648

メールアドレス：nouringyou_census@maff.go.jp

総統消第19号
令和元年5月23日

都道府県統計主管課長 殿

総務省統計局統計調査部
消費統計課長

全国家計構造調査における住民基本台帳の利用について

総務省では、本年10月及び11月に、統計法（平成19年法律第53号）及び統計法施行令（平成20年政令第334号）に基づき、「全国家計構造調査」を実施します。

当該調査の事務のうち市町村長の指導の下で調査員が行う調査単位区世帯一覧の作成については、調査事務の効率化及び軽減の観点から市町村の住民基本台帳等から作成することを可能としています。

この場合において、住民基本台帳に記載されている事項のうち調査単位区世帯一覧の作成に必要な事項の利用に当たっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定に基づき、都道府県知事は各市町村長宛てに住民基本台帳の一部の写しの閲覧申請を行うことが必要となるため、都道府県及び関係市町村において適切に対処されるようよろしくお取り計らい願います。

次第2 参考資料2

No.	市町村名	住民基本台帳の利用・名簿等の提供				住民基本台帳以外の個人情報の利用等			利用等の根拠	「⑥その他」の内容
		国勢調査	農林業センサス	全国家計構造調査 (全国消費実態調査)	その他の調査	利用or 提供	該当の有無	調査名		
1	大阪市	利用○、提供○ (住基台帳より補記した調査票等を府に提出)	利用×、提供×	利用○、提供○ (住基台帳より補記した調査票等を府に提出)			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認 ③内部利用で権利利益の侵害なし
2	堺市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供×			利用あり	農林業センサス 農地台帳		⑥その他 本市の個人情報保護条例に定める利用及び提供の制限の例外規定に該当する場合に、当該行政記録情報を保有する部署に提供を求め、利用している。
3	岸和田市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供×	就業構造基本調査(はがき送付時に漢字誤りがないかの確認)	利用○ 提供×	該当なし			⑤個人情報保護条例の対象外
4	豊中市	利用○、提供×	利用×、提供×	利用×、提供×			該当なし			①統計法で認められている
5	池田市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供×			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認
6	吹田市	利用○、提供×	利用○、提供○ 農林業センサスは転居情報のみを回答予定。過去の農林業センサスの使用歴は不明。	利用○、提供× 令和元年全国家計構造調査の名簿作成で初めて使用予定。ただし、一般的に閲覧可能情報のみでの利用で考えており、国保情報は使用しない予定。			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認 ⑤個人情報保護条例の対象外
7	泉大津市	利用○、提供×	利用○、提供×	利用○、提供×			該当なし			⑥その他 国が住民基本台帳の利用を認めた統計調査のみ、庁内で申請を行い、住民基本台帳データを参照または、データでの利用を行っている。
8	貝塚市	利用○、提供○	利用○、提供○	利用○、提供○			該当なし			⑥その他 国・府等の指示で利用が認められているものに限り、指示の範囲で行っている。
9	守口市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供×			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認
10	枚方市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供× ②住民基本台帳法が統計的利用を容認①統計法で認められている9年調査では利用予定)			該当なし			①統計法で認められている ③内部利用で権利利益の侵害なし
11	茨木市	利用○、提供○	利用×、提供×	利用○、提供○			該当なし			⑥その他 住民基本台帳法(第11条)において、法令で定める事務を行うために必要がある場合には、住民基本台帳を閲覧することができる旨を規定しているほか、統計法(第3条の2)では、努力規定ではあるものの、行政機関からの資料提供等の要請に応じることが責務とされているため。
12	八尾市	利用○、提供× (補記に利用)	利用○、提供○	利用×、提供×			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認 ④過去の審査会で答申
13	泉佐野市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供× (2019年調査では利用予定)			利用・提供あり	農林業センサス 農地基本台帳		③内部利用で権利利益の侵害なし
14	富田林市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用○、提供○			該当なし			③内部利用で権利利益の侵害なし
15	河内長野市	利用○、提供○	利用○、提供○	利用×、提供×			該当なし			河内長野市個人情報保護条例第8条第1項第4号で目的外利用等の制限の対象外となっている。 「河内長野市個人情報保護条例」 第8条 実施機関は、収集した目的の範囲を超えて当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条及び第8条の5において同じ。)の利用又は外部の者への提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (4) 実施機関の内部で利用し、又は本市の他の機関若しくは国及び地方公共団体その他の公共団体に提供することに相当の理由があると認められる場合において、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

No.	市町村名	住民基本台帳の利用・名簿等の提供					住民基本台帳以外の個人情報の利用等			利用等の根拠	「⑥その他」の内容
		国勢調査	農業センサス	全国家計構造調査 (全国消費実態調査)	その他の調査	利用or 提供	該当の有無	調査名	個人情報の種類		
16	松原市	利用○、提供○	利用×、提供×	利用○、提供○			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認	
17	大東市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用○、提供○ (2019年調査では利用予定)			該当なし			①統計法で認められている ②住民基本台帳法が統計的利用を容認 ③内部利用で権利利益の侵害なし	
18	和泉市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供×			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認 ③内部利用で権利利益の侵害なし	
19	箕面市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供×			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認	
20	柏原市	利用○、提供×	利用○、提供×	利用×、提供×			利用・提供あり			①統計法で認められている ②住民基本台帳法が統計的利用を容認	
21	羽曳野市	利用○、提供×	利用○、提供×	利用○、提供×			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認	
22	門真市	利用○、提供○	利用×、提供×	利用×、提供×			該当なし			①統計法で認められている ②住民基本台帳法が統計的利用を容認	
23	高石市	利用○、提供○	利用○、提供○	利用○、提供○			該当なし			①統計法で認められている	
24	藤井寺市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供×			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認 ③内部利用で権利利益の侵害なし	
25	東大阪市	利用○、提供×	利用×、提供×	利用×、提供×			該当なし			③内部利用で権利利益の侵害なし	
26	泉南市	利用○、提供×	利用×、提供×	利用×、提供×			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認	
27	四條畷市	利用○、提供○	利用○、提供○	利用○、提供○			利用・提供あり	2020年 農業センサス	農地台帳、国民健康 保険加入者情報(予 定)	②住民基本台帳法が統計的利用を容認 ③内部利用で権利利益の侵害なし ④個人情報保護条例の対象外 ⑤その他	統計法施行令第四条に基づき法定受託事務として地方公共 団体が処理する事務とされたもののうち、調査票の配布に関 する事務の附帯事務である調査単位区世帯一覧の作成につ いては、各市町村の実情に応じて行政資料を活用することが できるものとする。(令和元年5月13日付け統第1590号全国家 計構造調査に係る別紙1より)
28	交野市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用○、提供×			利用・提供あり	農業センサス	農業委員名簿(住所・ 氏名・電話番号)※農 業集落代表者名簿作 成に使用	②住民基本台帳法が統計的利用を容認 ③内部利用で権利利益の侵害なし ④過去の審査会で答申	
29	大阪狭山市	利用○、提供○	利用○、提供○	利用○、提供○			該当なし			①統計法で認められている	
30	阪南市	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供×			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認 ③内部利用で権利利益の侵害なし	
31	島本町	利用○、提供×	利用×、提供×	利用×、提供×			該当なし			①統計法で認められている	
32	忠岡町	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供×			該当なし			②住民基本台帳法が統計的利用を容認	
33	熊取町	利用○、提供○ 調査員による現地調査等 でもどうしても情報収集が できなかった建物・世帯に 関してのみ、職員が確認す る方法で住民基本台帳を 確認することとしている。	未定	未定			該当なし			①統計法で認められている	
34	岬町	利用×、提供×	利用×、提供×	利用×、提供×			該当なし				
35	太子町	利用○、提供×	利用○、提供○	利用×、提供×						②住民基本台帳法が統計的利用を容認	

次第2 参考資料3

【関係法令（抜粋）】

○統計法（平成19年法律第53号）

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（行政機関等の責務等）

第三条の二 略

- 3 基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない。

（協力の要請）

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。（以下略）

- 2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

（注：行政機関：地方公共団体は含まれない。）

○住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）

（目的）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（中略）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（中略）を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

○吹田市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 7 号）

（他の制度との調整）

第 44 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- （1）統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく統計の作成を目的として集め、又は提供を受けた個人情報
- 2 第 14 条から第 36 条の 2 までの規定は、実施機関が統計の作成を目的として集めた個人情報については、適用しない。

○岸和田市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 10 号）

（他の制度との調整等）

第 4.1 条 この条例の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

- （1）統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計を作成するために集められた個人情報
- （2）統計法第 24 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- （3）統計法第 27 条第 2 項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに含まれる個人情報

○大阪府個人情報保護条例（平成 8 年条例第 2 号）

（適用除外）

第五条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- 一 府の行った統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第五項に規定する統計調査に係る同条第十一項に規定する調査票情報（次号において「調査票情報」という。）に含まれる個人情報及び同法第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた同法第二条第八項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- 二 府が統計法第十六条の規定により基幹統計調査（同法第二条第六項に規定する基幹統計調査をいう。以下この号において同じ。）に関する事務の一部を行うこととされた場合（中略）において取り扱う次に掲げる個人情報
 - イ 基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 - ロ 統計法第二条第八項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
 - ハ 統計法第二十九条第一項の規定により他の行政機関（同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。）から提供を受けた同法第二条第十項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報